

非常用発電機を駆動する往復動内燃機関の警報装置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編

鋼船規則検査要領 D 編

(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

IACS 統一規則 M63 では、非常用発電機を駆動する往復動内燃機関の警報及び安全措施に関する要件を規定しており、当該要件は既に本会規則に取入れられている。

一方、無人化された機関室に配置される往復動内燃機関に対する関連要件は、UR M35 及び UR M36 に規定しており、当該 UR 間の用語を整合させ、また、記載を明確化すべく、IACS では UR M63(Rev.1)を 2023 年 1 月に採択した。

今般、IACS UR M63(Rev.1)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 非常用発電機を駆動する往復動内燃機関の警報装置について、燃料油用共通配管からの漏洩も対象に含まれる旨を明確化する。
- (2) オイルミスト検出装置に代わるものとして、軸受の潤滑油出口温度監視装置が認められる旨を明記する。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

D 編 機関

18 章 自動制御及び遠隔制御

18.5 発電装置の自動制御及び遠隔制御

18.5.2 非常電源装置

非常用発電機を駆動する往復動内燃機関を自動制御又は遠隔制御するための設備は、次の(1)から(5)によらなければならない。

- (1) 表 D18.2 に示す異常状態となったときに作動する警報装置を設けること。
- (2) 前(1)に掲げる装置の警報は、機側及び船橋に発せられること。この場合、船橋に設ける可視警報はグループ表示とすることができる。
- (3) 連続最大出力が 220 kW 以上の場合には、2.4.1-4.に定める過速度防止装置を設けること。
- (4) 前(3)以外に機関を自動停止させる装置を設ける場合には、航行中に自動的に作動するオーバライド装置を備えること。
- (5) 船橋における可聴警報を停止させても、機側における可聴警報が停止しないこと。

表 D18.2 を次のように改める。

表 D18.2 非常用発電機を駆動する往復動内燃機関の警報装置

異常状態の種類			備考
温度	潤滑油入口	H	連続最大出力が 220 kW 未満の場合は省略可
	冷却水（又は冷却空気）出口	H	
圧力	潤滑油入口	L	連続最大出力が 220 kW 未満の場合は省略可
	冷却水入口（又は流量）	L	
その他	高圧管からの燃料油噴射管漏油	○	燃料噴射管及び燃料油用共通配管（コモンレール）
	過速度	○	連続最大出力が 220 kW 未満の場合は省略可

注：H 及び L はそれぞれ高及び低を、○は異常状態になったことを意味する。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

D 編 機関

D18 自動制御及び遠隔制御

D18.5 として次の 1 節を加える。

D18.5 発電装置の自動制御及び遠隔制御

D18.5.1 一般

規則 D 編 18.5.1-6.により規則 D 編 2.4.5-1.を適用する場合において、本会によって承認された形式の主軸受及びクランクピン軸受の潤滑油出口温度監視装置は、D2.4.5-1.にいう「これと同等の装置」に含まれる。